



## レンタカー貸渡約款

制定 令和8年5月18日

### 目 次

第1章 総 則	1	第7章 賠償及び補償	11
第1条 (約款の適用)	1	第27条 (賠償及び営業補償)	11
第2章 予 約	1	第28条 (保険及び補償)	12
第2条 (予約の申込み)	1	第8章 貸渡契約の解除	13
第3条 (予約の変更)	1	第29条 (貸渡契約の解除)	13
第4条 (予約の取消し等)	1	第30条 (同意解約)	13
第5条 (代替レンタカー)	2	第31条 (個人情報の利用目的)	14
第6条 (免 責)	2	第32条 (個人情報の利用の同意)	14
第3章 貸 渡 し	3	第10章 雑 則	14
第7条 (貸渡契約の締結)	3	第33条 (相 殺)	14
第8条 (貸渡契約の締結の拒絶)	4	第34条 (遅延損害金)	15
第9条 (貸渡契約の成立等)	5	第35条 (細 則)	15
第10条 (貸渡料金)	5	第36条 (合意管轄裁判所)	15
第11条 (借受条件の変更)	5	附 則	15
第12条 (点検整備及び確認)	5		
第13条 (貸渡証の交付、携帯等)	6		
第4章 使 用	6		
第14条 (管理責任)	6		
第15条 (日常点検整備)	6		
第16条 (禁止行為)	6		
第17条 (違法駐車の場合の措置等)	7		
第5章 返 還	8		
第18条 (返還責任)	8		
第19条 (返還時の確認等)	8		
第20条 (借受期間変更時の貸渡料金)	9		
第21条 (返還場所等)	9		
第22条 (不返還となった場合の措置)	9		
第6章 故障、事故、盗難時の措置	9		
第23条 (故障発見時の措置)	9		
第24条 (事故発生時の措置)	10		
第25条 (盗難発生時の措置)	10		
第26条 (使用不能による貸渡契約の終了)	10		

## 第1章 総 則

### (約款の適用)

第1条 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

## 第2章 予 約

### (予約の申込み)

第2条 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。

2 当社は、借受人から予約の申込みがあったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

3 借受人は、当社が指定する期日までに、当社指定口座へ貸渡料金その他当社が定める金額を支払うものとし、当社による入金確認をもって予約成立とします。

4 前項の支払いが確認できない場合、当社は当該予約申込みを取り消すことができるものとします。

### (予約の変更)

第3条 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

### (予約の取消し等)

第4条 借受人は、当社が別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を超過しても、レンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の手續に着手せず、かつ当社へ事前連絡がない場合には、当社は当該予約を取消することができるものとします。

3 借受人から事前連絡があった場合には、当社は車両運用状況等を踏まえ、借受開始時刻の変更その他必要な対応を行うことがあります。

4 借受人の都合により予約を取り消した場合、借受人は、当社が別に定めるキャンセル料を支払うもの  
とします。

5 当社は、前項のキャンセル料を控除したうえで、受領済みの料金がある場合には借受人へ返還するも  
のとします。

6 当社の都合により予約が取り消された場合、又は貸渡契約が締結されなかった場合には、当社は受領  
済みの料金を借受人へ返還するものとします。

7 事故、盗難、不返還、リコール、天災、交通事情、その他当社及び借受人のいずれの責にもよらない  
事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、当社は受領済みの料金を返還するものとします。

(代替レンタカー)

第5条 当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と  
異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができ  
るものとします。

2 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レ  
ンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高  
くなる場合は予約時の貸渡料金によるものとし、低くなる場合は当該代替レンタカーの貸渡料金によるもの  
とします。

3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡しの申し入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものと  
します。

4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が当社の責に帰すべき事由による  
ときは、第4条第6項の予約取消しとして取り扱い、当社は受領済みの料金を借受人へ返還するものと  
します。

5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が当社の責に帰さない事由による  
ときは、第4条第7項の予約取消しとして取り扱い、当社は受領済みの料金を借受人へ返還するものと  
します。

6 当社は、代替レンタカーを提供できないことにより借受人に生じた損害について、受領済みの料金の  
返還を除き責任を負わないものとします。

(免責)

第6条 当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかった場合であっても、第4条及  
び第5条並びに当社が別に定めるキャンセルポリシーに定める場合を除き、相互に何らの請求をしないもの  
とします。

### 第3章 貸渡し

#### (貸渡契約の締結)

第7条 借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3 当社は、監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求め、及びその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。

（注1）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号平成7年6月13日）の2.（10）及び（11）のことをいいます。

（注2）運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証については、当社が適当と認めた場合に限り、運転免許証に準ずるものとして取り扱うものとします。なお、当社は、本人確認、運転資格確認、車両説明その他安全管理上必要と認める場合には、貸渡しをお断りすることがあります。

4 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。

5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。

6 借受人又は運転者が日本国外に居住する者である場合、当社は、安全管理、事故対応、法令遵守、その他貸渡業務上必要と認める範囲で、次に掲げる事項の提出又は確認を求めるものとします。

(1) 日本国内において連絡可能な電話番号

(2) 日本国内における緊急連絡先

(3) パスポート、国際運転免許証、外国運転免許証及びその日本語翻訳文、その他当社が必要と認める書類の提示又は提出

(4) 日本語又は英語により当社と連絡及び意思疎通が可能な連絡手段

7 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、当社指定口座への事前振込による支払いを求めるものとします。

8 当社は、前項のほか、現金、クレジットカード、電子決済その他当社が認める方法による支払いに対応することがあります。

9 支払方法に応じて必要となる手数料その他費用については、借受人の負担とする場合があります。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第8条 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) チャイルドシートがないにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
- (5) 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- (6) 当社従業員に対する暴言、威迫、長時間拘束、SNS投稿による誹謗中傷、その他当社業務を著しく妨害していると認められるとき。
- (7) 借受人又は運転者と、日本語又は英語による意思疎通が困難であり、安全な貸渡業務に支障があると当社が判断したとき。
- (8) 当社が求める国内連絡先、本人確認資料、翻訳文その他必要書類の提出がないとき。
- (9) 事故、故障、緊急時、その他貸渡期間中において、連絡不能となるおそれがあると当社が判断したとき。

2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者とは異なるとき。
- (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
- (3) 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
- (4) 過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第23条第1項に掲げる事実があったとき。
- (5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- (6) 別に明示する条件を満たしていないとき。

3 前2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、受領済みの料金からキャンセル料を控除した上で、借受人に返還するものとします。

(貸渡契約の成立等)

第9条 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。

2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

(貸渡料金)

第10条 貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

- (1) 基本料金
- (2) 特別装備料
- (3) ワンウェイ料金
- (4) 燃料代
- (5) 配車引取料
- (6) その他の料金

2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が福岡運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。

3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に通用した料金と貸渡し時の料金を比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

(借受条件の変更)

第11条 借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

(点検整備及び確認)

第12条 当社は、道路運送車両法第48条〔定期点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

2 当社は、道路運送車両法第47条の2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないこと、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

(貸渡証の交付、携帯等)

第13条 当社は、レンタカーを引き渡したときは、福岡運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2 借受人又は運転者はレンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

3 借受人又は運転者は貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

4 借受人又は運転者はレンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

## 第4章 使 用

(管理責任)

第14条 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

(日常点検整備)

第15条 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

(禁止行為)

第16条 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2) レンタカーを所定の用途以外に使用し、又は貸渡契約時に当社へ届け出た運転者及び当社が承諾した者以外の者に運転させること。なお、当社へ届け出のない者が運転したことにより生じた事故、損害その他一切の責任については、借受人又は運転者が負担するものとします。

(3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。

(4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造もしくは、改装する等その原状を変更すること。

(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引もしくは後押しに使用すること。

(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

(8) レンタカーを日本国外に持ち出すこと。

(9) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

(10) 車内で喫煙し、又は著しい臭気、汚損その他車両の原状回復に特別な清掃若しくは消臭作業を要する状態でレンタカーを使用すること。

2 借受人又は運転者は、レンタカー車内を禁煙とし車両を適切に管理及び使用するものとします。

3 喫煙、臭気、汚損その他車両の原状回復に特別な清掃又は消臭作業が必要となった場合には、借受人又は運転者は、当社が別に定める費用を負担するものとします。

(違法駐車の場合の措置等)

第17条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

5 当社が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額
- (2) 当社が別に定める駐車違反事務手数料
- (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反事務手数料に充てるものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し受けることができるものとします。

7 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。

## 第5章 返 還

### (返還責任)

第18条 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2 借受人又は運転者が規定に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

### (返還時の確認等)

第19条 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

(借受期間変更時の貸渡料金)

第20条 借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

(返還場所等)

第21条 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2 借受人又は運転者は、当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所の変更によって必要となる回送費用及び当社が別に定める無断返却事務手数料を支払うものとします。

(不返還となった場合の措置)

第22条 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。

2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。当社は、車両管理、防犯、事故対応その他営業上必要と認める場合、車両位置情報システムにより位置情報を取得することができるものとします。

3 第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

## 第6章 故障、事故、盗難時の措置

(故障発見時の措置)

第23条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

(事故発生時の措置)

第24条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

(3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。

(4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

(5) 事故の大小、単独事故、自損事故、接触の有無を問わず、直ちに警察へ届出を行い、事故証明を取得すること。

(6) 当社への報告なく現場を離脱しないこと。

(7) ドライブレコーダー、車載器その他記録装置のデータを消去、改変又は破棄しないこと。

(8) 事故発生後、当社の指示なく修理、廃車、売却その他車両状態を変更する行為を行わないこと。

(9) 当社が事故対応上必要と認めた場合には、借受人又は運転者は、通訳、翻訳、保険会社対応、その他事故処理に必要な協力を行うこと。

(10) 借受人又は運転者は、事故又は故障発生後、速やかに当社へ連絡しなければならないが、正当な理由なく連絡が遅延した場合には、保険又は補償制度が適用されないことがあります。

2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(盗難発生時の措置)

第25条 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

(1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。

(2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。

(3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

(使用不能による貸渡契約の終了)

第26条 使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

2 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

3 故障等が貸渡し前に存した暇庇による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。

4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は未利用期間に相当する貸渡料金を返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5 故障その他借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すことのできない事由により貸渡契約を終了した場合、当社は、未利用期間に相当する貸渡料金を借受人に返還するものとし、既に利用された期間に対応する貸渡料金については返還しないものとします。

6 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

## 第7章 賠償及び補償

### (賠償及び営業補償)

第27条 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、故障、汚損、臭気その他借受人又は運転者の責に帰すべき事由により、車両の修理、清掃、消臭、点検その他の対応が必要となった場合には、営業補償の一部として、借受人又は運転者は当社が別に定める額の営業補償金を支払うものとします。なお、嘔吐、失禁、血液汚染、ペット臭、タバコ、感染症対応、その他これらに類する事由により、特別な清掃、消毒、部品交換、車両点検その他特別な対応が必要となった場合には、当社は営業補償金とは別に、当該対応に要した実費相当額を請求することができるものとします。営業補償金（NOC）は、車両修理費用、その他損害賠償義務を免除するものではありません。特別清掃期間中の休車損害についても借受人又は運転者の負担とします。

3 借受人又は運転者の事故、違反、契約違反、その他の事由により、当社が通訳、翻訳、際郵送、海外連絡その他特別な対応を行った場合には、借受人又は運転者は、当社に生じた実費相当額を負担するものとします。

4 提出された翻訳文に誤訳、その他不備があったことにより当社に損害が生じた場合には、借受人又は運転者がその責任を負うものとします。

(保険及び安心補償制度)

第28条 借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める安心補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。安心補償制度は、借受人又は運転者の故意又は重大な過失による損害、契約違反行為、保険適用外事故、その他当社が別に定める事由については適用されません。

(1) 対人補償

1名につき 無制限 (自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。)

(2) 対物補償

1事故につき 無制限

(3) 車両補償

1事故につき 補償なし

(4) 搭乗者補償

1名につき 5,000 万円

2 次の各号に該当する場合には、当社の定める補償制度は適用されず、保険会社の判断により保険適用外となる場合があります。この場合、借受人又は運転者が一切の損害を負担するものとします。なお、パンク、バースト、ホイール損傷、縁石接触、タイヤ側面損傷については、保険適用の有無にかかわらず借受人負担とします。

- ・ 飲酒運転
- ・ 無免許
- ・ 警察未届
- ・ 当社未連絡
- ・ 虚偽報告
- ・ 契約違反運転者
- ・ 定員超過
- ・ サーキット走行
- ・ 故意、重過失
- ・ あおり運転
- ・ 水没
- ・ キー閉じ込み放置
- ・ 海岸、河川敷、冠水路進入
- ・ 車高無視
- ・ タイヤチェーン未装着事故

3 保険約款又は当社の安心補償制度に定める免責事由に該当する場合、その他保険金又は補償金が支払われない場合には、その損害は借受人又は運転者の負担とします。

4 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。

5 借受人又は運転者がレンタカーの使用中に発生させた第三者物件に対する軽微な事故、接触、擦過その他これらに類する損害について、当社は原則として損害保険を使用せず、対応するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社に対し当該損害に係る実費相当額を負担するものとし、その負担額は1事故につき100,000円(税込)を上限とします。なお、当社は、損害の程度、保険使用による翌年度以降の保険料増額、事故状況その他諸事情を総合的に考慮し、保険使用の有無を判断するものとします。

6 当社レンタカーに生じた損害については、車両補償制度の適用はありません。借受人又は運転者は、貸渡期間中にレンタカーに生じた事故、盗難、当て逃げ、いたずら、破損、汚損その他事由の如何を問わず、当社レンタカーに生じた損害について、その修理費用、代替費用、搬送費用、営業補償、その他当社に生じた一切の損害を負担するものとします。ただし、当該レンタカーが修理不能、経済的全損又は廃車となった場合における借受人又は運転者の負担額は、事故発生時点における当該レンタカーの時価額を上限とします。なお、修理費用が当該レンタカーの時価額を超える場合、当社は修理を行わず、時価額を基準として損害額を算定できるものとします。当社は、オートガイド、自動車査定協会、市場流通価格、その他合理的資料に基づき時価額を算定できるものとします。修理期間中の休車損害、評価損、レッカー費用、保管費用、事故処理費用、弁護士費用相当額、その他当社に生じた一切の損害を請求できるものとします。

7 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

8 第1項に定める損害保険契約に係る保険料相当額は貸渡料金に含まれるものとします。

9 当社が別に定める安心補償制度については、借受人が任意に加入できるものとし、その加入料は別途定める料金によるものとします。

## 第8章 貸渡契約の解除

(貸渡契約の解除)

第29条 当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

(同意解約)

第30条 借受人は、レンタカー使用中であっても、当社の同意を得たうえで、当社が別に定める解約手数料を支払うことにより貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は未利用期間に相当する貸渡料金を借受人へ返還するものとし、既に利用された期間に対応する貸渡料金については返還しないものとします。

2 借受人は、前項の中途解約をするときは、未利用期間に相当する貸渡料金の30%を解約手数料として当社へ支払うものとします。

## 第9章 個人情報

(個人情報の利用目的)

第31条 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

(1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。

(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及び、これらに関するサービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、eメールの送信等の方法により案内するため。

(3) 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。

(4) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。

(5) 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

(6) 事故、故障、違反、不返還その他貸渡契約に関連する事象への対応、本人確認、緊急連絡、保険手続及び債権回収のため。

2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

(個人情報の利用の同意)

第32条 借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、レンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合

(2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合

(3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

## 第10章 雑 則

(相殺)

第33条 当社は、この約款に基づき借受人又は運転者に対して有する金銭債権と、借受人又は運転者が当社に対して有する金銭債権とを、対当額においていつでも相殺することができるものとします。

(遅延損害金)

第34条 借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率10%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

(細則)

第35条 当社は、この約款に関する細則、利用規定、料金表その他必要事項を別に定めることができるものとし、これらはこの約款の一部を構成するものとします。

2 当社は、前項の細則等を当社ウェブサイト、営業所内掲示、料金表その他当社が適当と認める方法により公表するものとします。

(合意管轄裁判所)

第36条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず、当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、令和8年5月18日から施行します。